

2020年2月4日

警視総監 齊藤 実 様

通知人 A 氏 弁護人
弁護人 弁護士 B

申 入 れ 書

冠省、被疑者 A 氏の弁護人として申し入れます。

当職は、昨年 12 月 7 日、杉並警察署の署員 3 名が A 氏からその財物であるマグライトを取り上げた経過について多くの疑問があることから、同月 20 日に杉並警察署長宛てに別紙 1 申入れ書を提出し、そこで 9 項目にわたる質問をしました。弁護人は、被疑者の呼び出し日と指定されていた同月 25 日の前日である同月 24 日までに書面による回答を求めましたが、書面回答がないどころか、全く連絡がありませんでした。

H 警部補らは A 氏に対し罪名を明らかにせず財物を取り上げました。適法行為であるならば、弁護人に対して罪名を明らかにすべきです。罪名さえ告知しない警察官のもとへ A 氏を出頭させるわけにはいきません。弁護人は翌日の取調べに A 氏を出頭させないことにしました。同日、H 警部補からは何の連絡もありませんでした。

翌 26 日、当職は杉並警察署長宛てに別紙 2 申入れ書を送り、1 月 6 日以降に電話回答をお願いしましたが、これにも何の応答もありませんでした。

さらに、同月 21 日、当職は杉並警察署長宛てに別紙 3 申入れ書を送り、せめてマグライトの返還だけでもお願いしたい旨申し入れましたが、これにも何の応答もありません。

A 氏を被疑者として扱い財物を取り上げておきながら、その後、弁護人の問い合わせに一切回答しないという対応は、あまりにも異常です。

つきましては、杉並警察署長に対し、被疑者の所有物であるマグライトの返還手続をするようご指示くださるようお願い申し上げます。

草々